

1 島根県立大学短期大学部学則

平成 19 年 4 月 1 日

島根県立大学短期大学部規程第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 学年、学期及び休業日（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 入学、退学、転学、留学、休学等（第 7 条—第 20 条）
- 第 4 章 授業科目、履修方法等（第 21 条—第 27 条）
- 第 5 章 卒業（第 28 条—第 31 条）
- 第 6 章 入学検定料、入学料及び授業料等（第 32 条）
- 第 7 章 職員組織等（第 33 条—第 37 条）
- 第 8 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生等（第 38 条—第 42 条）
- 第 9 章 賞罰（第 43 条・第 44 条）
- 第 10 章 附属施設及び福利厚生施設（第 45 条—第 47 条）
- 第 11 章 開放事業（第 48 条）
- 第 12 章 自己点検・評価等（第 49 条）
- 第 13 章 雜則（第 50 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 島根県立大学短期大学部（以下「本学」という。）は、地域における教育研究の拠点として、学生の学ぶ意欲を高め、豊かな人間性を育むことによって、課題探究力及び実践力を兼ね備えた人材を育成するとともに、地域への知の還元や地域課題解決への支援を通じて地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（教育研究上の目的）

第 1 条の 2 本学の各学科における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）保育学科

保育学を中心に、教育学、心理学、社会福祉、音楽、体育、美術、小児保健等の各分野を教育研究対象として、保育士及び幼稚園教諭の養成を行うとともに、現代の子育てを取り巻く社会及び家庭環境の変化等に伴う、より高度で多岐にわたる専門性が求められていることを踏まえ、これら広範囲にわたる分野について総合的に保育学や幼児教育学に関する研究に取り組むこと。

（2）総合文化学科

島根、日本および世界の文化に関する基礎的な知識と技能を身につけ、グローバルな視点から地域社会と主体的に関わることができる人材を養成するとともに、人類学、言語学、文学、情報学等の各分野において、文化および文化資源に関する教育研究に学際的かつ多面的に取り組むこと。

（学科、入学定員及び収容定員）

第 2 条 本学に設置する学科並びにその入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	40 人	80 人
総合文化学科	40 人	80 人

（修業年限及び在学年限）

第 3 条 本学の修業年限は、2 年とする。

2 学生は、4 年を超えて在学することができない。

（在籍期間）

第 3 条の 2 第 11 条に規定する入学許可を受けたものの在籍する期間は、前条に規定する在学年限と第 18 条第 2 項に規定する休学期間を合わせた期間とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期等)

第5条 学年の学期は、次のとおりとする。

- (1) 春学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたることとする。

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業日 3月18日から4月4日まで
- (4) 夏季休業日 8月13日から9月30日まで
- (5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 学長は、休業日においても、必要があると認めるときは、授業を開講させることができる。

第3章 入学、退学、転学、留学、休学等

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 学科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願等)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えてこれを学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する書類等を提出した者について入学者選抜試験を行う。

(入学手続)

第10条 前条第2項の入学者選抜試験に合格した者並びに第12条第1項及び第12条の2の規定により選考された者であって入学を希望するものは、指定の期間内に入学料その他の納入金及び本学所定の書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料納付の猶予を受ける者の入学料については、この限りでない。

(入学許可)

第11条 学長は、前条に規定する手続をした者について入学を許可するものとする。

(転入学)

第12条 学長は、他の短期大学又は大学から転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合

に限り、選考を行うことができる。

- 2 転入学の許可を得た者の入学の時期については、第7条の規定にかかわらず学期の始めとすることができる。
- 3 転入学の許可を得て入学する者旣に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。
- 4 前項の規定に基づく単位数の取扱いについては、第27条の規定は適用しないものとする。
(再入学)

第12条の2 学長は、本学を退学し同一学科への再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考を行うことができる。

(退学)

第13条 学生は、本学を退学しようとするときは、学長に願い出てその許可を受けなければならぬ。

(転学)

第14条 学生は、他の短期大学又は大学に転学しようとするときは、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学科)

第14条の2 学長は、本学の他の学科に転学科を志願する者があるときは、別に定めるところにより、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により、転学科を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。
(留学)

第15条 学生は、外国の短期大学又は大学に留学しようとするときは、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第28条に規定する在学期間に算入することができる。
(休学の許可)

第16条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

(休学の命令)

第17条 学長は、疾病その他やむを得ない事由のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第18条 休学期間は1年以内とする。ただし、学長は、特別の事由があると認めるときは、引き続き更に1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年限に算入しない。
(復学)

第19条 第16条又は第17条の規定により休学した学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期間内であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(除籍)

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第18条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 所定の期日までに入学料を納付しない者(第10条のただし書きを適用して入学を許可した者に限る。)
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第4章 授業科目、履修方法等

(授業科目、履修方法等)

第21条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

- 2 履修方法については、本学則の定めるもののほか、別に定める。
(単位の授与)

第22条 授業科目ごとに、その履修の成果を秀、優、良、可及び不可に区分して評価し、秀、優、

良及び可を合格とする。

- 2 前項の評価に合格した学生には、所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

第 23 条 各授業科目的単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習科目については、それぞれの内容を勘案し、15 時間から 30 時間までの範囲の授業時間をもって 1 単位とする

(2) 実験、実習及び実技科目については、それぞれの内容を勘案し、30 時間から 45 時間までの範囲の授業時間をもって 1 単位とする

- 2 前項の規定にかかわらず、各学科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して各学科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(他の短期大学又は大学や本学の短期大学部の他の学科における授業科目の履修等)

第 24 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に他の短期大学又は大学や本学の短期大学部の他の学科の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定は、学生が、第 15 条の許可を受けて外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目であって学長が教育上有益と認めるものを国内において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 25 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 15 条第 1 項の規定により文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 26 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第 38 条第 2 項の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、再入学の場合を除き、学生が本学に入学する前に行つた前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(単位の認定)

第 27 条 前 3 条の規定により与えることができる単位数は、合わせて 30 単位を超えることはできない。

第 5 章 卒業

(卒業の要件)

第 28 条 本学を卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 保育学科

在学期間を 2 年以上とし、次の表に掲げる単位数を修得すること。

科目	基礎科目		専門科目		単位互換 関連科目	合計	
	人間と世界の理解、 ライフデザイン	保健 体育	外国語	必修			
単位数	4 单位以上	2 单位	2 单位	50 单位	4 单位 以上	—	62 单位 以上

(2) 総合文化学科

在学期間を2年以上とし、次の表に掲げる単位数を修得すること。

科目	分野	必修科目	選択科目	各科目計	合計
基礎科目	人間と世界の理解	人間と文化	—	2 単位以上	8 単位以上
		人間と社会	—	2 単位以上	
		人間と自然	—	2 単位以上	
		地域	2 単位	—	
	保健体育	—	1 単位以上	1 単位以上	62 単位以上
	ライフデザイン	2 単位	—	2 単位以上	
	情報リテラシー	1 単位	—	2 単位以上	
専門科目	総合文化プロジェクト	7 単位	—	7 単位以上	20 単位以上
	日本と世界の文化	「民俗学」から「日本文化論Ⅱ(現代文化)より	—	2 単位以上	
		「英米の社会と文化」から「東アジアの社会と文化Ⅱ」より	—	2 単位以上	
		「文学と文化Ⅰ(日本近代文学A)」から「文学と文化V(英米文学B)」より	—	2 単位以上	
	言語と文化	「日本文化特論Ⅰ(妖怪学)」から「英米文化特論(へるん)」	—	—	8 単位以上
		「日本の言語と文化Ⅰ」から「英米の言語と文化Ⅳ」より	—	4 単位以上	
		「中国の言語と文化Ⅰ」から「韓国の言語と文化Ⅱ」より	—	1 単位以上	
	文化資源の活用	—	8 単位以上	8 単位以上	
	総合文化研修	—			
必修を除くすべての基礎科目または専門科目から			6 単位以上	6 单位以上	
単位互換関連科目				—	

(卒業の認定)

第29条 学長は、前条に規定する卒業の要件を満たした者について、教授会の議を経て、卒業の認定を行うものとする。

(学位)

第30条 学長は、前条の規定により本学を卒業した者に対し、本学学位規程の定めるところにより、次の区分に従い、短期大学士の学位を授与する。

学科	学位
保育学科	短期大学士（保育学）
総合文化学科	短期大学士（総合文化）

(免許状等)

第31条 本学において取得することができる免許状及び資格は、次のとおりとする。

学科	免許状及び資格
保育学科	保育士資格、幼稚園教諭二種免許状

第6章 入学検定料、入学料及び授業料等

第32条 本学の入学検定料、入学料、授業料及びその他の費用について、必要な事項は別に定める。

第7章 職員組織等

(職員)

第33条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、司書、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(客員研究員)

第34条 本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分または研究能力を有する者を客員研究員としておくことができる。

(名誉教授)

第35条 本学の学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教として多年にわたり勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対して、名誉教授の称号を授与することができる。

(客員教授)

第36条 本学に、特定の分野に優れた知識及び経験を有する者を客員教授として置くことができる。

(教授会)

第37条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生等

(科目等履修生)

第38条 学長は、授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第22条の規定を準用する。

(聴講生)

第39条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第40条 学長は、他の大学等の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、特別聴講学生としての選考をおこなうことができる。

(研究生)

第41条 学長は、本学において特定の事項につき研究しようとする者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 学長は、外国人で本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生と

して入学を許可することができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第43条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学長は、学則その他本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学の処分とする。

3 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 附属施設及び福利厚生施設

(図書館)

第45条 本学に、附属施設として図書館を置く。

(しまね地域共生センター)

第46条 本学に、附属機関としてしまね地域共生センターを置く。

(福利厚生施設)

第47条 本学に、福利厚生施設として学生寮その他の福利厚生施設を置く。

第11章 開放事業

第48条 本学は、地域と共に歩む大学として地域社会の発展と文化の向上に寄与するため、公開講座、講演会その他の開放事業を行うことができる。

第12章 自己点検・評価等

第49条 本学は、教育及び研究水準の向上を図り、高等教育機関としての本学設置の目的を達成するため、教育研究活動等に対する自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の自己点検及び評価の結果の概要は、公表する。

第13章 雜則

(その他)

第50条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において現に看護学科に在学している者に係る授業科目及び単位数並びに卒業の要件については、第28条、(4)及び別表第1、4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日の前日において現に専攻科に在学している者に係る授業科目及び単位数並びに修了の要件については、第36条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日前日において現に保育学科に在学している者に係る授業科目及び単位数並びに卒業の要件については、第28条第2号及び別表第1－2の規程にかかわらず、なお従前

の例による。

- 3 この学則の施行の日の前日において現に総合文化学科に在学している者に係る授業科目、単位数、卒業の要件、学位、免許状及び資格並びに受験資格については、第 28 条(3)、第 30 条及び第 31 条並びに第 1－3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、健康栄養学科に在学している者に係る授業科目等については別表第 1－1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日前において現に健康栄養学科、保育学科及び総合文化学科に在学している者に係る授業科目及び単位数並びに卒業の要件については、第 28 条第 1 号及び第 2 号並びに別表第 1－1、第 1－2 及び第 1－3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日の前日において現に専攻科地域看護学専攻に在学している者に係る授業科目及び単位数並びに修了の要件については、第 36 条(1)及び別表第 2(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科、専攻科に在学している者に係る専攻名並びに授業科目、単位数及び修了の要件については、第 1 条の 2 第 5 号、第 2 条第 2 項、第 32 条、第 36 条及び第 37 条並びに別表 1、別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在学している者に係る授業科目及び単位数については、別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在学している者に係る授業科目及び単位数については、別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在学している者に係る授業科目及び単位数については、別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、単位互換関連科目については、この学則によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在学している者に係る授業科目及び単位数については、別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在学している者に係る授業科目及び単位数については、別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科及び総合文化学科に在学している者に係る授業科目、単位数、卒業の要件、学位、免許状及び資格については、第 21 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条並びに別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において現に保育学科及び総合文化学科に在学している者に係る授業科目、単位数、卒業の要件については、第 21 条、第 28 条並びに別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日以前に入学した者に係る授業科目、単位数、卒業の要件、学位、免許状及び資格については、第 21 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条並びに別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。